

# 横浜市鶴見川漕艇場 利用規程の改定等のご説明

安全講習会  
令和8年6月14日（日）

### 3 漕艇場の安全利用規則の確認

## 【要綱制定の背景】

利用者の皆様と漕艇場管理者が協力して、安全な管理運営の強化を図ることを目的に制定しました。



# 第8条 自己責任の範囲

## 漕艇場管理者の責任

施設及び設備の  
瑕疵及び管理者  
の不適切な行為

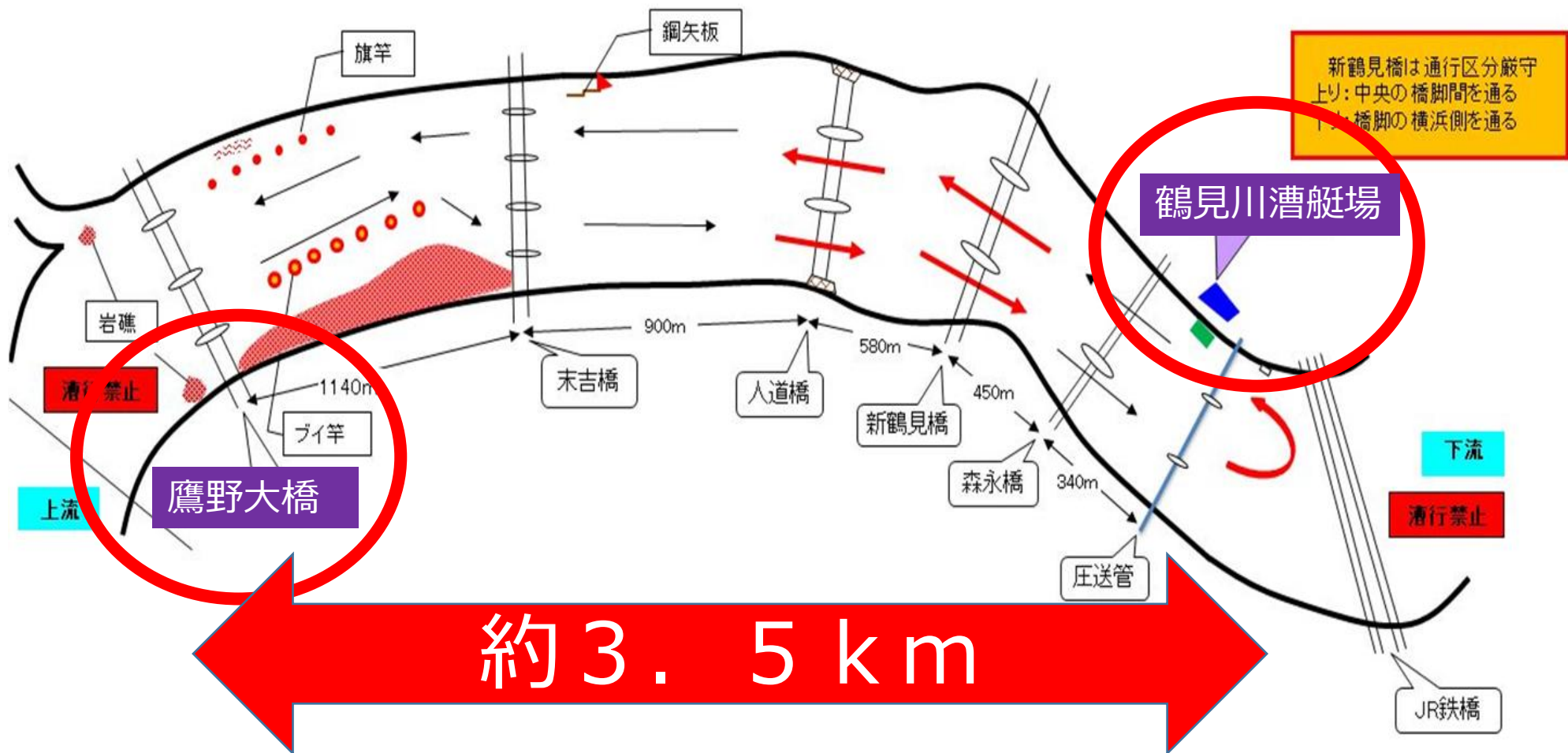
## 利用者の責任

利用者個人の  
判断で行われる  
漕艇場での行為

利用者の漕艇場での行為は、自己の責任下にあるとし、  
漕艇場管理者及び漕艇場設置者はいかなる責任も負いません。

# (別図1) 横浜市鶴見川漕艇場 鶴見川利用区域

## 第3条第1項第2号関係



## 第11条 漕艇場の利用規則

漕艇場の利用に際して必要な安全な利用規則は次の各号のとおりとする。

- (1) 乗艇者の能力条件
- (2) 乗艇前後の点検の実施
- (3) 乗艇者の安全配慮条件
- (4) 水路の右側通行徹底
- (5) 見張りの徹底
- (6) 接触防止のための声掛け実施
- (7) 橋付近の停船禁止
- (8) 艇の旋回制限
- (9) 適切な艇間距離と追い越しのルール

## (漕艇場の利用規則)

- (10) 衝突を避けるための動作
- (11) 艇の利用時間単位の厳守
- (12) 釣り人への配慮
- (13) 悪天候時の利用申し込みの中止等
- (14) 強風時のクレーンによる乗艇利用
- (15) 雷時の乗艇利用
- (16) クレーン作業時の作業領域の立入禁止
- (17) ホイストクレーン作業時の艇庫への立入禁止
- (18) 玉掛作業時の安全確保と作業手順
- (19) その他

乗艇者は、ライフジャケットを着用し、  
舳手（バウ）と舵手（コックス）は目立つビブス等を着用



ライフジャケットの着用必須



目立つビブス等（オレンジ色が基本）

## 第11条 漕艇場の利用規則

### (3) 乗艇者の安全配慮条件

乗艇者は安全に配慮するため、以下の行為を実施しなければならない。

イ 艇種に応じた競技参加の人数を確保  
できない際は乗艇を禁止する。  
(別表1のとおり)

# 別表 1 (第 1 1 条第 1 項第 3 号イ関係)

艇種	規定人数 (人)
シェルエイト	舵手 1 漕手 8
ナックルフォア	舵手 1 漕手 4
舵手付フォア	舵手 1 漕手 4
舵手付クオドルプル	舵手 1 漕手 4
ダブルスカル	漕手 2
シングルスカル	漕手 1

途中で人数が欠けた場合も利用できません。

レーシングカヤック (1人乗り)	漕手 1
レーシングカヤック (2人乗り)	漕手 2
カナディアンカヌー (2人乗り)	漕手 2
スラロームカヤック	漕手 1
レクリエーショナルカヤック	漕手 1
ポロ	漕手 1

# 第11条 漕艇場の利用規則

## (4) 水路の右側通行徹底

河川上の水路は、常時右側通行とする。



## 第11条 漕艇場の利用規則

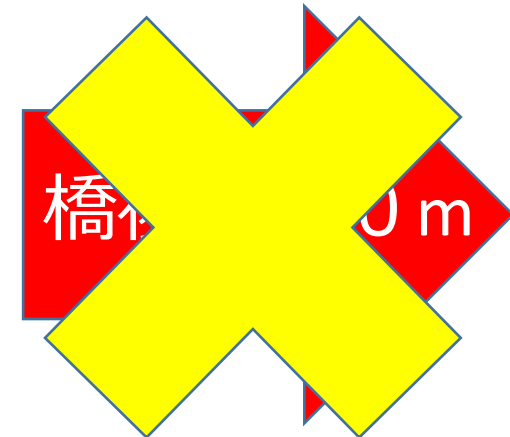
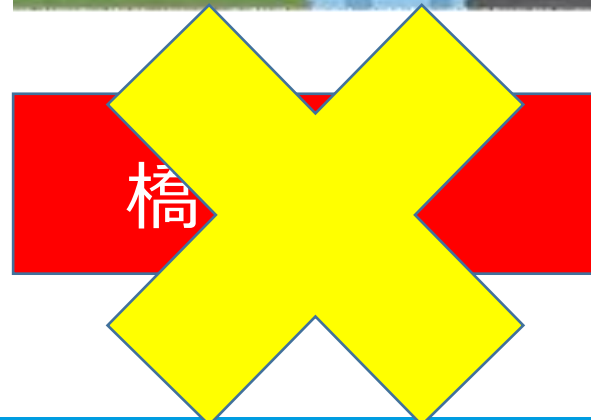
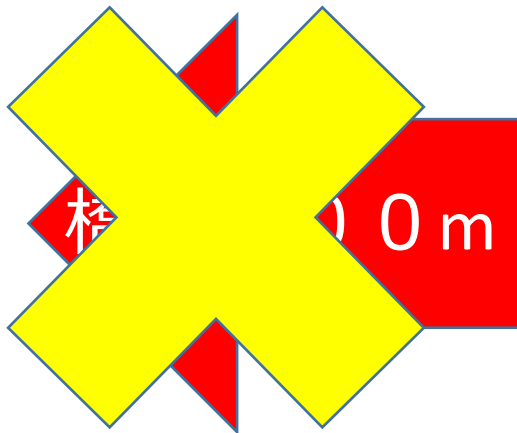
### (5) 見張りの徹底

常に360°周囲の状況及び他の艇と衝突しないように常時適切な見張りをしてください。



## (7) 橋付近の停船禁止

橋の下と、前後100m以内  
での停船はできません。



## (9) 追い越しのルール

中央側

追い越しされる  
方は岸側

追い越す方は  
中央側

岸側

# 第11条 漕艇場の利用規則

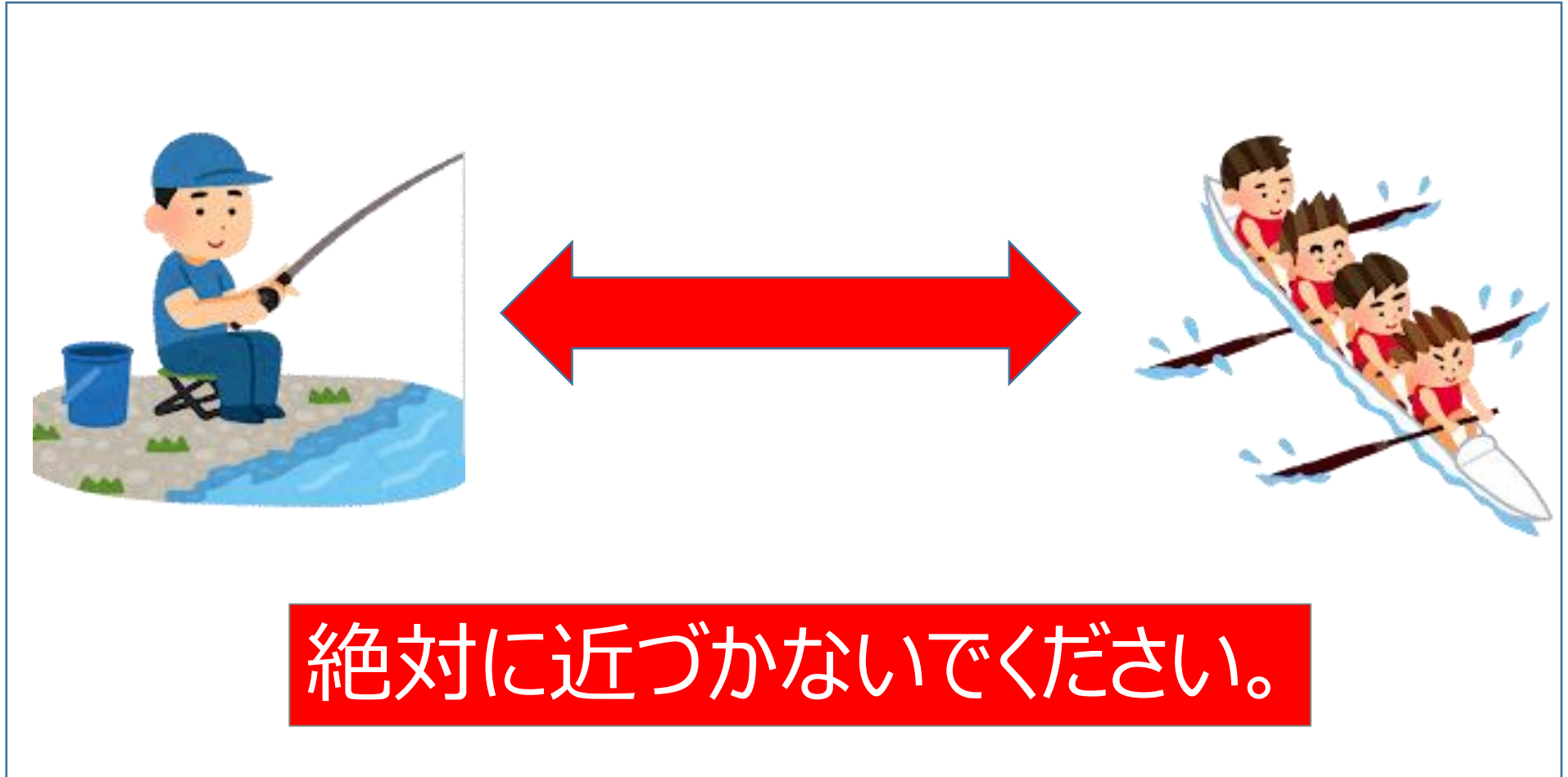
## (11) 艇の利用時間単位の厳守

艇の利用時間単位（2時間）

他の利用者の迷惑にならないようご協力をお願いします。

艇庫 → 艇の点検 → 乗艇 → 艇の水洗い → 点検 → 納艇

## (12) 釣り人への配慮



# 第11条 漕艇場の利用規則

## (15) 雷時の乗艇利用

落雷は命を落とす危険があるため、落雷による雷鳴等の音が発生した際はすぐに引き返さなければならない。避難は、漕艇場内の建物の中で待機することとし、最後の雷から何も無い状態が30分経過してから利用再開できるものとする。

## (15) 雷時の乗艇利用

- 命を落とす危険があるため、雷鳴等の音が発生した際はすぐに引き返す。
- 避難は、漕艇場内の建物内。
- 最後の雷から30分経過後に利用再開。



# ■ 落雷による災害例（気象庁）

発生日	災害の概要	発生場所
平成	<p>1年に全国で2回から5回ぐらいの大きな事故が発生しています。</p>	
平成		
平成		
平成		
平成		
平成		
平成		
平成		
平成		
平成24年5月6日	樹木に落雷。木の下で雨宿りをしていた母と娘（小学生）が被雷し、娘が死亡	埼玉県桶川市

## ■ 雷はどこでも落ちるとの認識が大切

雷は、海面、平野、山岳などところを選ばずに落ちます。

近くに高いものがあると、これを通して落ちる傾向があります。

## ■ 雷に遭遇した場合は安全な空間へ避難

鉄筋コンクリート建築、自動車（オープンカーは不可）、バス、列車の内部は比較的安全な空間とされています。



## ■ 雷に対する心得

- 1 雷警報が発出された場合は、乗艇しない。漕艇場の近辺で乗艇する。
- 2 平らな場所や高いところの危険性が高い。艇は河川の水位より高い位置にある。
- 3 雷が鳴ったら、漕艇場に帰還する。橋の下が安全とはいえない。増水の危険性もある。

# 第14条 事故や急病人が 第22条 発生した際の通報

利用者は、乗艇の際に携帯電話を持ち込む。

## 【緊急連絡先】

- 消防署：119番
- 漕艇場：045-582-8680

緊急時に通報する。

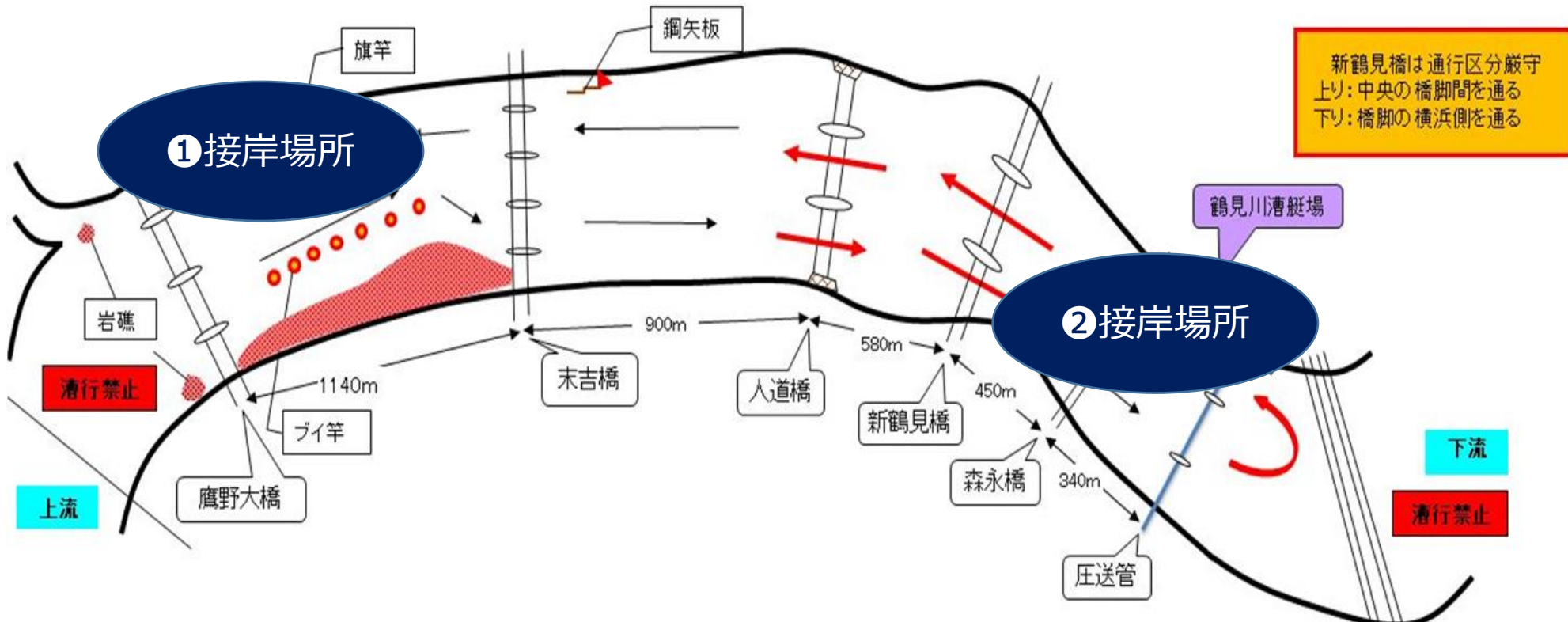


## 第23条 艇の「沈」等への対応

### (2) 緊急時の接岸場所

河川の両岸は垂直な壁であり、岸へ上がることができないため、緊急時に水上から岸へ上がる際は、漕艇場の船台及び鷹野大橋付近の2か所のうち、近い方に接岸する。

## (2) 緊急時の接岸場所



漕艇場の船台及び鷹野大橋付近の2か所のうち、近い方に接岸する。

## 第24条 熱中症予防対策

今年も暑い夏がやってきます！

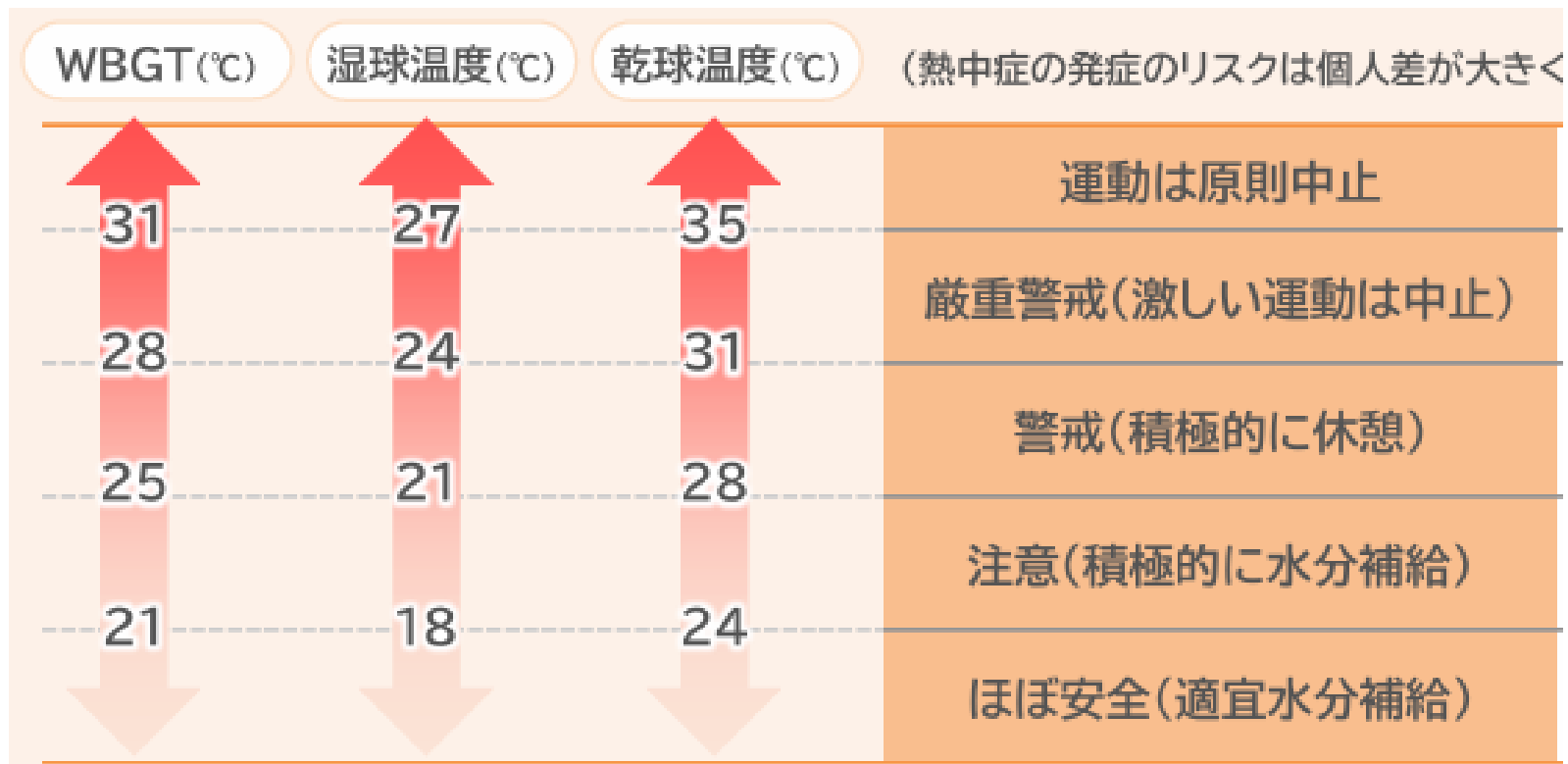


令和7年の夏の日本の平均気温は8月には国内統計史上最高気温となる41.8℃が観測されました。

令和7年5月から9月までの熱中症による救急搬送人員は100,510人となりました。

# 熱中症予防運動指針

スポーツ庁は熱中症の発生リスクに関する運動指針を公表しています。



スポーツ活動における熱中症事故の防止について (スポーツ庁の資料を引用)

# 熱中症予防運動指針

暑さ指数 (WBGT) : 気温	運動指針
WBGT31以上 (気温35℃以上)	運動は原則中止 (特にこどもの場合は中止すべき)
WBGT28以上 (気温31℃以上)	厳重警戒 (激しい運動は中止、10～20分おきに休憩、水分・塩分補給)
WBGT25以上 (気温28℃以上)	警戒 (積極的に休憩、水分・塩分補給、激しい運動は30分おきくらいに休憩)
WBGT21以上 (気温24℃以上)	注意 (積極的に水分・塩分補給)

スポーツ活動における熱中症事故の防止について (スポーツ庁の資料を引用)

# 第24条 熱中症予防対策

## 【具体的な熱中症予防対策】

- (1) 風邪・睡眠不足・疲労蓄積等の体調不良の際は乗艇を中止する。



# 第24条 熱中症予防対策

## 【具体的な熱中症予防対策】

### (2) 通気性の良い服装と 紫外線対策

(日焼け止めを塗る、  
サングラス、帽子な  
どの装着)  
を行う。



## 第24条 熱中症予防対策

### 【具体的な熱中症予防対策】

- (3) 乗艇前、中、後に水分と塩分を適切に摂取する。



# 第24条 熱中症予防対策

## 【具体的な熱中症予防対策】

- (4) 暑い中では体力の消耗も激しいため、  
運動強度や量を控え、休憩をとる。



## 第24条 熱中症予防対策

### 【具体的な熱中症予防対策】

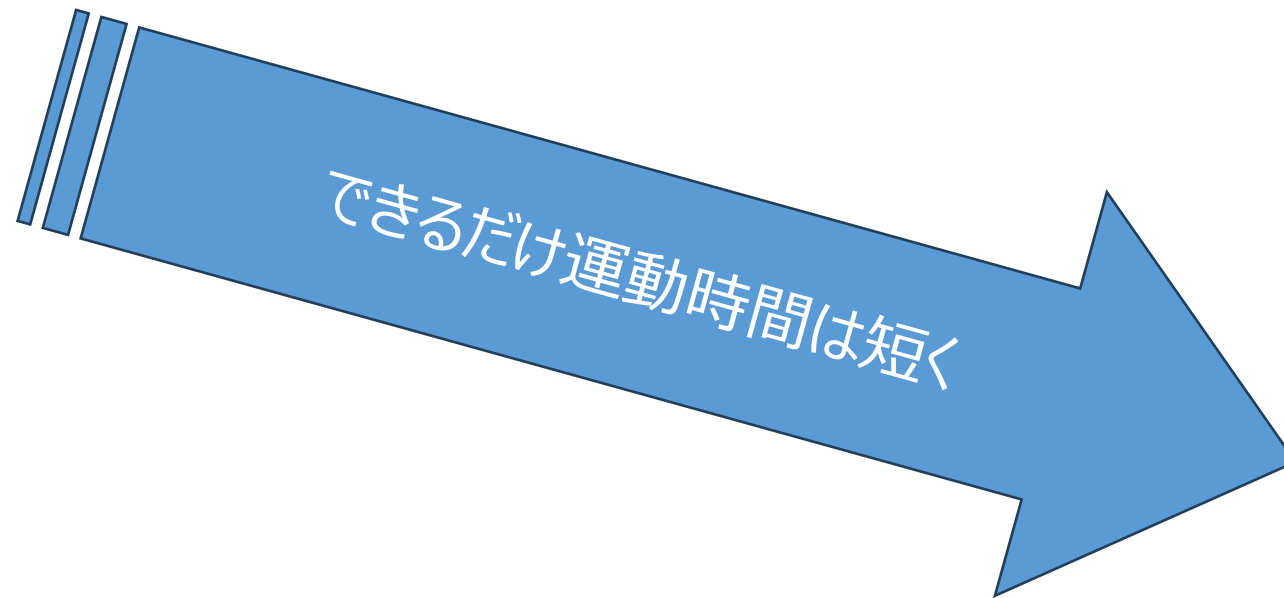
- (5) めまいや吐き気、異常な発汗停止などの自覚があれば、すぐに運動を中止する。



## 第24条 熱中症予防対策

### 【具体的な熱中症予防対策】

(6) 直射日光を受ける時間を少なくするため、早めに帰還する。



## 第24条 熱中症予防対策

### 【具体的な熱中症予防対策】

- (7) 乗艇前、中、後に、頭部、頸部、手掌、手首や脇の下などの太い血管が通る部分に冷たいタオルや冷却剤を使用して体を冷やす。



## 第24条 熱中症予防対策

### 【手のひら冷却】

手のひらには動脈と静脈を結ぶ血管（動静脈吻合AVA）があり、ここを冷やすことも効果的である。

※冷たすぎると血管が逆に収縮してしまうので、  
10～15℃程度で冷やす。

## 【手のひら冷却の方法】

- 冷たいペットボトルを握る。
- 保冷剤を使用する場合は、ハンカチなどで巻いて温度を調節する。

## 第24条 熱中症予防対策

### 【具体的な熱中症予防対策】

- 「前腕冷却」「手のひら冷却」が効果的  
洗面器に10～15℃程度の水を張り、  
5～10分間両手をつける。

## 第24条 暑さ対策の留意点

- (1) 過信しないで事前から十分な対策を行い、個人差や運動強度に注意する。
- (2) スポーツ安全保険等に入っておく。
- (3) 熱中症の事故が発生した場合、指導者や団体の責任者等は、法的責任を問われるケースがある。